

## 呉市環境教育副読本デジタル化業務優先交渉権者選定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、呉市環境教育副読本デジタル化業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、「呉市環境教育副読本デジタル化業務」公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、受託希望事業者が提出した提案書等の審査及び採点を行う呉市環境教育副読本デジタル化業務優先交渉権者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 提案書等の内容に係る審査及び優先交渉権者の選定
- (2) その他審査の実施に係る必要な業務

### (委員等)

第3条 選定委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、それぞれ別表に掲げる者とする。

### (委員長及び副委員長の任務)

第4条 委員長は、会務を総括する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 選定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会は、第3条に掲げる構成員の過半数の出席によって成立するものとする。
- 3 選定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要があると認めたときは、選定委員会に構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 選定委員会は、非公開とする。

### (委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平な審査を行わなければならない。

- 2 委員は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。委託事業者が選定された後も同様とする。

### (庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、呉市環境部環境政策課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月22日から実施する。
- 2 この要綱は、委託事業者が選定された時点をもって、その効力を失う。

別表（第3条関係）

種別	役職	所属等
行政職員	委員長	環境部副部長 （呉市環境基本計画所管）
	副委員長	教育部副部長 （学校教育・学校安全所管）
	委員	行政改革デジタル推進第2課情報担当官 （電算処理業務所管）
	委員	環境政策課長
	委員	学校教育課指導主事 （総合的な学習の時間担当）